

第4章 各段階における対策

1 未発生期

＜未発生期＞

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

＜目的＞

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 2 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

＜対策の考え方＞

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、区市町村、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、都民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期を保健所等にあらかじめ示しておく。

＜平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス＞

- 平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザが発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザの流行規模や病原性等を判断する。（福祉保健局）
- 平常時、通年実施するサーベイランスは、以下のとおり
 - ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

都は、各保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。
 - ② 病原体サーベイランス（ウイルスサーベイランス）

都は、各保健所及び都内病原体定点医療機関と連携し、感染症法に基づく病原体サーベイランスを実施する。

東京都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフ

ルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。

③ 東京感染症アラート

都は、鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。

④ インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）/感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）

都は、保健所等と連携し、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。

保健所は、厚生労働省の通知（平成17年2月22日付け）に基づき社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受ける。都は、保健所からの報告により社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。

⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

都は、各保健所及び都内基幹定点医療機関と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。

⑥ クラスタ（集団発生）サーベイランス

都は、前記④の集団発生報告時に、保健所及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生ウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスタサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。

また、小康期においても第二波に備えて実施する。

上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。これらについても、準備しておく。

＜臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス＞

⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。（福祉保健局）

(2) 情報提供・共有

ア 都民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、都のホームページや twitter などの広報媒体のほか、区市町村やメディアの協力を得て、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。(政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- 新型インフルエンザの感染様式(飛沫感染及び接触感染)と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区市町村からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(福祉保健局)
- 事業者に対しては、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」を通じて、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援する。(総務局)
- 新型インフルエンザ等の発生時は都が都民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。(総務局)
- 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。(総務局、生活文化局、産業労働局、福祉保健局)
- 高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、都の広報媒体、メディアの活用及び区市町村との連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。

特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、都民への重要な情報については、事前に検討しておく。(政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局)

イ 区市町村及び関係機関等への情報提供

区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、都の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

【区市町村】

- 新型インフルエンザ等対策連絡会の開催や通知等により、情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。(総務局、福祉保健局)
- 保健所において、地域の関係機関による健康危機管理に関する協議会等を設置・開催し、情報連絡体制を整備する。(福祉保健局)
- 教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や管轄保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。(教育庁)

【関係機関等】

- 指定地方公共機関や医療機関等については、適宜、本行動計画に関する説明会を実施し、都の新型インフルエンザ等への対策の周知を図る。(総務局、福祉保健局)

(3) 都民相談

関係各局が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- 生活福祉等の多様な都民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各局は事前に検討し、必要な準備を行う。(総務局、福祉保健局、各局)

(4) 感染拡大防止

ア 対策実施のための準備

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。(福祉保健局)
- 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。(福祉保健局、総務局)
- 都立学校については、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」により、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について定め、周知する。

また、都立学校における感染予防策について、必要に応じ、区市町村教育委員会や私立学校に周知する。(教育庁、生活文化局)

- 各発生段階における個人や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、都民、事業者に周知し、理解を求める。(総務局)
- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、都民に外出自粛を要請したり、事業者に施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合もあることを周知し、理解を求める。(総務局)

イ 水際対策

海外から新型インフルエンザ等の流入を防止するため、検疫所等と連携するとともに、国に対し、密入国者対策も含めた検疫体制の強化を要請する。

- 羽田空港においては、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練を行い、連携体制の強化を図る。(福祉保健局、病院経営本部、警視庁)
- 東京港においては、「厚生労働省東京検疫所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練を行い、連携体制の強化を図る。(福祉保健局、病院経営本部、港湾局、警視庁)
- 都と検疫所との情報伝達ルートを確認し、連携体制の構築を図る。(総務局、福祉保健局、病院経営本部、港湾局、警視庁)

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給体制

都内においてワクチンを円滑に供給できる体制を構築する。

- 国は、必要な地域にワクチンを円滑に供給でき、また、地域的な偏在が生じないよう流通体制を構築する。都は、国から要請があった場合に備えて、関係者の意見を踏まえ、都内においてワクチンを円滑に供給できる体制を構築する。(福祉保健局)

イ 特定接種

国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- 国からの協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。(福祉保健局)

- 都の医療機関をはじめとする特定接種対象業務に従事する都職員の接種体制を構築する。(総務局、関係局)

ウ 住民接種

区市町村において、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該区市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 区市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は居住する区市町村以外の区市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び都は、技術的な支援を行う。(福祉保健局)
- 区市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。そのため、国及び都は、技術的な支援を行う。(福祉保健局)

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。

- 新型インフルエンザ等の患者に対する医療に関して、感染症指定医療機関の所在地を基準とする地域ごとに、保健所、区市町村、医療機関及び医師会等関係機関により構成される感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用し、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れにおける連携等、地域における医療確保計画を作成するなど、医療体制の整備を促進する。(福祉保健局)
- 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。(福祉保健局)
- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、応急的な超過収容や臨時の医療施設等でスペースを確保し、備蓄ベッドなどを用いて医療を提供することについて検討する。(福祉保健局)

イ 新型インフルエンザ専門外来

都及び区市町村は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来を設置するため、これを担う医療機関をあらかじめ指定し、必要な整備及び支援を行う。

- 新型インフルエンザ専門外来として診療を担当する感染症診療協力医療機関に対して必要な支援を行う。(福祉保健局)
- 区市町村は、地域の実情や必要性に応じ、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関(休日夜間診療所等も含む。)をあらかじめ指定し、必要な整備を行う。都は、区市町村に対して必要な支援を行う。(福祉保健局)

ウ 感染症入院医療機関

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、業務継続計画(BCP)等を定めた医療機関をあらかじめ感染症入院医療機関として登録する。

- 感染症入院医療機関が、都内感染期に円滑に患者を受け入れられるよう、院内感染防止対策など必要な情報について提供する。(福祉保健局)
- 【都立・公社病院】**
- 新型インフルエンザ等が発生した場合を想定した研修会や模擬訓練を実施し、対応マニュアルの周知、徹底を図る。(病院経営本部)

エ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関等は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の動線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具(PPE)など必要な医療資器材の備蓄を行っておく。

また、増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関等の特性や規模に応じた医療等を継続して提供するための業務継続計画(BCP)を作成する必要がある。

- 全ての一般医療機関等において院内感染防止対策が進むよう、研修等を通して支援する。新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を行う。(福祉保健局)

オ 医薬品・医療資器材の確保等

海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に確保する。

- 国の備蓄方針及び都の特性を踏まえ、全り患者（被害想定において都民の30%がり患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。（福祉保健局）

- 個人防護具等、感染の拡大防止に必要な医療資器材を計画的かつ安定的に備蓄する。（福祉保健局）

- 都内感染期においては、入院勧告体制が解除され、原則全ての医療機関等が診療等を担うことになるため、医療機関等は、診療等に必要な個人防護具等を備蓄しておく。

また、同様に、新型インフルエンザ等のまん延に伴い、救急業務等における感染危険が増大することから、消防機関においても個人防護具等を備蓄しておく。（福祉保健局、東京消防庁）

【都立・公社病院】

- 個人防護具等の医療用資器材、新型インフルエンザ専門外来・入院対応用の医療機器、職員用の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（病院経営本部）

(7) 都民生活及び経済活動の安定の確保

指定地方公共機関に対し、業務計画の策定を支援する。

また、区市町村に対し、高齢者、障害者等の要配慮者や火葬能力等について、事前に把握、検討しておくよう要請し、新型インフルエンザ等の発生時の都民生活の安定の確保のため、準備を行う。

- 指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防及び拡大防止策、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。（総務局、関係局）

- 区市町村に対し、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。（福祉保健局）

- 区市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（総務局、福祉保健局）

(8) 都市機能の維持

ライフライン事業者や公共交通機関など指定地方公共機関に対し、業務計画の策定を支援する。

また、警察・消防機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、事前に計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、都民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備を行う。

- 指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(総務局、関係局)
- 庁内については、全庁的な新型インフルエンザ等の対策会議により、新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、各局との緊急連絡体制を整備する。(総務局)
- 新型インフルエンザ等対策会議等で決定した都の全体方針の下、新型インフルエンザ等の発生時のBCP又は対応マニュアル等を整備する。(各局)

2 海外発生期

＜海外発生期＞

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

＜目的＞

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、都内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、区市町村、医療機関等、事業者及び都民に準備を促す。
- 5 検疫等に協力し、都内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、都民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知するため、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

- 東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを実施する。（福祉保健局）
- アジア感染症対策プロジェクトにより構築したアジア各都市のネットワークを活用し、新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析するとともに、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。（福祉保健局）

(2) 情報提供・共有

ア 都民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 政府対策本部の設置後、速やかに、都対策本部を設置し、知事コメント等により、新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、発生国からの帰国者への注意喚起及び都民への感染予防策の励行を呼び掛ける。
また、個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。
さらに、発生状況などWHOや国の最新情報を、都のホームページやtwitterなどの広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民や事業者に情報提供し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者に注意喚起を行う。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局、関係局）
- 事業者に対しては、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、従業員の発生国への渡航の注意喚起をするとともに、国内で発生した場合の対応準備を依頼する。
また、都が事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。（総務局）
- 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 高齢者や障害者等に対しては、区市町村等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（総務局、生活文化局、福祉保健局）

- 都対策本部設置後は、各局が発表する新型インフルエンザ等への対策に係る報道発表を「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。具体的には、各局が報道発表を行う際、都対策本部が本部報の番号を付番した上、各局が報道発表する。

また、都全体の対応を分かりやすくするため、東京都防災ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。（政策企画局、総務局、生活文化局、各局）

イ 関係機関への情報提供

区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

- 区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。（総務局、福祉保健局）
- 九都県市新型インフルエンザ対策部会における連携体制の強化を図る。（総務局、福祉保健局）

(3) 都民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都の要請により各保健所において、新型インフルエンザ相談センターを速やかに開設する。新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、都民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、夜間・休日においても、保健所が共同で相談センターを設置し、専門外来の案内など相談対応を行う。

- 各保健所において新型インフルエンザ相談センターを設置する。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては保健所共同の相談センターを設置し、当初は、各保健所から派遣された職員が輪番で対応する。都は保健所に対し、夜間・休日の相談対応を行う場所の提供を行うとともに、保健所職員の派遣調整を行う。（福祉保健局）
- 夜間・休日の相談センターについては、準備が整い次第、民間のコールセンターに業務委託する。ただし、専門外来の案内については各保健所職員が対応する。（福祉保健局）
- 都民に対し相談センターの周知を徹底する。特に、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。（福祉保健局）

(4) 感染拡大防止

ア 都内での感染拡大防止策の準備

都民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- 保健所は、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（福祉保健局）
- 都立学校については、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」により、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。都内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。
また、都立学校における感染予防策について、必要に応じ、区市町村教育委員会や私立学校に情報提供し、準備を依頼する。（教育庁、生活文化局）
- 国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や都民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。（総務局、関係局）
- 政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した時は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、都民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を求める。（総務局、関係局）
- 国内発生に備え、国等の情報を収集し、学識経験者に感染拡大防止策の意見を照会し、都の方針等を検討する。（総務局、福祉保健局）

イ 水際対策

海外から新型インフルエンザ等の流入をできるだけ遅らせるため、検疫所等と連携し、水際対策を実施する。

- 羽田空港における検疫について、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」に必要な協力を行う。（福祉保健局、病院経営本部、警視庁）
- 東京港における検疫について、「厚生労働省東京検疫所」に必要な協力を行うとともに、港湾管理者として検疫所や海上保安部と調整し着岸ふ頭を決定する。
また、東京港関係者に検疫所から情報が提供された場合、ふ頭外への感染者の流出

を防止するため、出入管理を強化する。(福祉保健局、病院経営本部、港湾局、警視庁)

- 発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針の下、保健所は、健康観察を行う。(福祉保健局)
- 海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。(福祉保健局、病院経営本部、港湾局、警視庁)
- 海外渡航者向けには、パスポート申請窓口等において、国からの発生国の感染に係る注意情報を掲出したり、ホームページ等により注意喚起を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- 都内の各学校等に対し、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を依頼する。(総務局、生活文化局、教育庁)

(5) 予防接種

区市町村は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び住民接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。

国は、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区市町村は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、都及び区市町村は接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

区市町村は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、当該区市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

- ワクチンの円滑な流通に向けて、関係機関に必要な情報提供を行う。(福祉保健局)
- 引き続き、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。(福祉保健局)
- 区市町村における住民接種が円滑に進むよう、技術的な支援を行う。(福祉保健局)

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、都民には専門外来の開設場所を非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

- 感染症診療協力医療機関に対して新型インフルエンザ専門外来の開設等を要請し、直ちに、个人防护具（PPE）などの医療資器材等を配布する。（福祉保健局）
 - 勧告入院や患者の移送に対応する感染症指定医療機関や搬送事業者、保健所に対して、直ちに、个人防护具などの医療資器材等を配布する。（福祉保健局）
 - 院内感染防止策等、必要な情報を医療機関等に提供する。（福祉保健局）
 - 海外で新型インフルエンザ等が発生した際は、新型インフルエンザ等の発生状況等の必要な情報を東京消防庁及び民間搬送事業者に対して情報提供する。（福祉保健局）
- 【都立・公社病院】**
- 感染症診療協力医療機関に指定されている病院は、直ちに、新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの感染が疑われる患者に対する診療及び検体採取を実施する。（病院経営本部）

(7) 都民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。（総務局、生活文化局、産業労働局）

(8) 都市機能の維持

指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、国内での発生に備え、事業継続のための準備を依頼する。

- 新型インフルエンザ等の発生時の事前計画やマニュアル等を確認し、国内での発生に備えた事業継続のための準備を依頼する。(総務局、関係局)

3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

<目的>

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、都民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

(2) 情報提供・共有

ア 都民及び事業者への情報提供

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、都民に周知し、都民への感染予防策の励行を呼び掛ける。
また、発生状況など国の最新情報を、都のホームページやtwitterなどの広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディア等の協力を得て、都民に情報提供する。(政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- 事業者に対しては、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、都内で発生した場合の対応準備を依頼する。(総務局)
- 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- 高齢者や障害者等に対しては、区市町村等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

- 都の報道発表を「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、都全体の対応を分かりやすくするため、東京都防災ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。（政策企画局、総務局、生活文化局、各局）

イ 関係機関への情報提供

区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。

- 区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生後の対応策について協力を要請する。（総務局、福祉保健局）
- 九都県市新型インフルエンザ対策部会において連携し、情報共有を図る。（総務局、福祉保健局）

(3) 都民相談

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、都民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

ア 都内での感染拡大防止策の準備

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。（福祉保健局）
- 都内の学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。（教育庁、生活文化局、福祉保健局）
- 発生した道府県の感染者の重症度等を国や発生道府県から情報収集し、都内発生後の都の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。
また、感染リスクが高い施設について、国の方針に基づき都の方針等を決定し、都内発生時の対応を準備する。（総務局、福祉保健局、関係局）

イ 水際対策

発生地域への渡航自粛について、風評被害を惹起^{じゃっ}しないよう留意しながら、都民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

- 海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。（福祉保健局、病院経営本部、港湾局、警視庁）
- 検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、対応を変更する。（福祉保健局、港湾局）

(5) 予防接種

区市町村において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、区市町村において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

特定接種については、国に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受け入れを引き続き行う。

- 患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。（福祉保健局）

- 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関等に提供する。（福祉保健局）

【都立・公社病院】

- 感染症指定医療機関（駒込病院、墨東病院、荏原病院及び豊島病院）は、勧告入院に対応する。

また、都内感染期における患者の増加に備え、感染症病床確保に向けた院内調整に取りかかる。（病院経営本部）

(7) 都民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(総務局、生活文化局、産業労働局)
- 上下水道、都営交通、市場流通など、都民生活や経済活動を支える事業を継続できるように、都内での発生、流行に備えた対応を準備する。(中央卸売市場、交通局、水道局、下水道局、各局)
- 区市町村に対し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を依頼する。(総務局、環境局、福祉保健局)

(8) 都市機能の維持

指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

- 指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内での発生、流行に備え、事業継続に係る準備を依頼する。(総務局、関係局)
- 都民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。(青少年・治安対策本部、警視庁、東京消防庁)

4 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、都民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、都民生活及び都民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

(2) 情報提供・共有

ア 都民及び事業者への情報提供

都民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

- 知事による「発生宣言」を行い、都内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染予防策の励行を都民に呼び掛ける。国内での発生状況など最新情報を都のホームページやtwitter等の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディア等の協力を得て、都民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。
また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意し、区市町村の公表する情報内容が都内でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 事業者に対しては、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。
また、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。（総務局）
- 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 高齢者や障害者等に対しては、区市町村等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 都の報道発表を「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやtwitter等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。（政策企画局、総務局、生活文化局、各局）

イ 関係機関への情報提供

区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。（総務局、福祉保健局、関係局）
- 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国及び都の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。（福祉保健局、病院経営本部）
- 九都縣市新型インフルエンザ対策部会において連携し、情報共有を図る。（総務局、福祉保健局）

(3) 都民相談

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、都民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各局に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

○ 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる都の業務について、問合せへの対応は各局が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせ窓口一覧を作成し、ホームページに公表する。

また、各局に寄せられた都民や事業者からの相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講じる。(総務局、関係局)

(4) 感染拡大防止

ア 都内での感染拡大防止策

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。

業界団体等を経由し、又は直接、都民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、都立施設において、率先して感染予防策を実施し、都の関連施設及び区市町村についても、同様の対応を要請する。

○ 保健所と緊密に連携し、都内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。（福祉保健局）

○ 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。（教育庁、福祉保健局、生活文化局）

○ 都立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。

集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無に

かかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

また、区市町村立学校に同様の措置を求め、私立学校についても都立学校の対応の情報提供を行い、必要に応じて、臨時休業を行うよう設置者に要請する。（教育庁、生活文化局、福祉保健局）

- 都民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。さらに、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。

また、国の情報や発生状況、都の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。（総務局、福祉保健局、関係局）

- 国の基本的対処方針等や発生状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。

また、都民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。（総務局、関係局）

- 都の施設及び都が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。（総務局、各局）

- 都の関連団体及び区市町村にも、集客施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。（総務局、各局）

- 都の施設内で業務を行う事業者に、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。（総務局、各局）

イ 水際対策

発生地域への渡航自粛を都民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

- 海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。（福祉保健局、病院経営本部、港湾局、警視庁）
- 検疫の強化については、病原体の病原性や感染力に関する新たな情報や、海外や国内の発生状況の変化等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、対応を変更する。（福祉保健局、港湾局）

(5) 予防接種

区市町村において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、区市町村において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

特定接種については、引き続き、国に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は、感染症病床に患者を受け入れる。

- 患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れ等において、感染症地域医療体制ブロック協議会において事前に策定した地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請する。（福祉保健局）
- 保健所は、入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、福祉保健局が東京消防庁と調整する。（福祉保健局、東京消防庁）
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、「感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定」に基づき、原則として福祉保健局が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行う。（福祉保健局、東京消防庁）

(7) 都民生活及び経済活動の安定の確保

ア 都民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を依頼する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。（総務局、生活文化局、産業労働局）
- 指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。（総務局、関係局）
- 上下水道、都営交通、市場流通など、都民生活を支える事業を継続できるよう、

各局のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。(中央卸売市場、交通局、水道局、下水道局、各局)

- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、中小企業制度融資(災害復旧資金融資等)の取扱いを開始する。(産業労働局)
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国に対し情報の提供を求め、準備をする。(関係局)
- 区市町村に対し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を依頼する。(総務局、福祉保健局、環境局)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、臨時医療施設とは別の公共施設(都・区市町村の体育館やスポーツセンター等)を使用する準備を行う。

- 区市町村とともに、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を行う。あわせて、事業者に対しても火葬炉の稼働を要請する。(建設局、福祉保健局)
- 都内感染期における死亡者の急増に備え、区市町村に対して、遺体を一時的に安置できるスポーツセンター等のリストの作成を要請する。(総務局、福祉保健局)
- 遺体収容所として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。(福祉保健局)
- ドライアイスを扱う業界に遺体収容所設置時に向けたドライアイスの供給準備を要請する。(総務局、福祉保健局)
- 区市町村に対して、遺体収容所の設置及び運用準備を要請する。(総務局、福祉保健局)

(8) 都市機能の維持

指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内での流行に備えた準備を依頼する。

- 指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内での流行に備え、事業継続に係る準備を依頼する。(総務局、関係局)
- 上下水道、都営交通、市場流通など、経済活動を支える事業を継続できるよう、各局のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。(中央卸売市場、交通局、水道局、下水道局、各局)
- 都民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。(青少年・治安対策本部、警視庁、東京消防庁)

5 都内感染期

＜都内感染期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

＜目的＞

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 都民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、都民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、都民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

＜保健医療に関する対策の細分類＞

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常 of 体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常 of 院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

(1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

- 東京感染症アラートによる全数検査の中止
地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。（福祉保健局）
- クラスター（集団発生）サーベイランスの中止
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えた）時点で、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。（福祉保健局）
- 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。（福祉保健局）

(2) 情報提供・共有

ア 都民及び事業者への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、都民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- 都内の対策を「都内感染期」に切り替え、知事による「流行警戒宣言」を行い、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 国内及び都内での発生状況や、医療機関への受診等のルールの変更など最新情報を都のホームページやtwitter等の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディア等の協力を得て、都民に情報提供するとともに、風評等による混乱防止を図る。
また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、^{ひぼう}誹謗中傷、^{じやっ}風評被害を惹起しないよう留意する。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 事業者に対しては、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防の

呼び掛け、催物等の自粛等と呼び掛ける。(総務局)

- 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- 高齢者や障害者等に対しては、区市町村等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- 都の報道発表は「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやtwitter等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。(政策企画局、総務局、生活文化局、各局)

イ 関係機関への情報提供

区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

- 区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。(総務局、福祉保健局、関係局)
- 医療機関及び保健所等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に提供する。(福祉保健局、病院経営本部)
- 九都縣市新型インフルエンザ対策部会において連携し、情報共有を図る。(総務局、福祉保健局)

(3) 都民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで都民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、都民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、都が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

区市町村に対し、都民からの相談内容の変化に応じて、相談体制を変更するよう依頼する。

- 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは、専門外来への振り分けを終了するが、保健医療に関する相談対応については引き続き、平日昼間の保健所開庁時間帯は各保健所において、休日・夜間の保健所閉庁時間帯における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。(福祉保健局)

- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、東京都防災ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

なお、相談内容の変化により、問合せ窓口一覧を更新し、東京都防災ホームページに公表する。(総務局、関係局)

- 区市町村に対し、都に寄せられる相談内容や相談体制の変更を伝達し、都民からの相談内容により、相談体制の変更を依頼する。(総務局、福祉保健局、関係局)

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止し、広く都民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、区市町村等の協力を得ながら、都民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行う。

- 学校や福祉施設(通所)等の臨時休業について、各設置者等に要請する。(教育庁、福祉保健局、生活文化局)

- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。都営交通においては、利用者に適切な感染予防策を講じるよう呼び掛ける。(総務局、交通局)

- 事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。

これらの周知は、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」や都が連絡先を把握する業界団体を通じて行うとともに、ホームページや twitter 等を活用し、感染拡大防止策を実施するよう呼び掛ける。(総務局、関係局)

- 都民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。(総務局、関係局)

(5) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給するとともに、区市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、区市町村において特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を進める。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関等で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

＜第一ステージ（通常の院内体制）＞

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。

かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。（福祉保健局）

- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。（福祉保健局）

- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、都民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。（福祉保健局）

- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を市場に放出する。（福祉保健局）

【都立・公社病院】

- 感染症診療協力医療機関は、外来診療を継続し、入院治療の必要性の判断等を実施する。（病院経営本部）

- 感染症入院医療機関は、新型インフルエンザ等の患者専用病棟を設定するなどして、新型インフルエンザ等の患者の入院対応を行う。（病院経営本部）

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。

都が要請時期を判断する一つの目安として、インフルエンザサーベイランスにおい

て定点医療機関当たり患者報告数が週当たり1.0人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階で、医療機関へ特段の措置の準備を要請する。

また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり10人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請する。(福祉保健局)

- 医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。(福祉保健局)

<第三ステージ(緊急体制)>

- インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断する。(福祉保健局、総務局)

- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内(院内の食堂や講堂など)に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請する。(福祉保健局)

- 必要に応じて備蓄ベッドを入院医療機関に配布する。(福祉保健局)

- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。(福祉保健局)

【都立・公社病院】

- 病床の不足を考慮し、新型インフルエンザ専用病棟やフロアの更なる拡大を検討するとともに、備蓄ベッド等を活用して病床を暫定的に確保する。(病院経営本部)

(7) 都民生活及び経済活動の安定の確保

ア 都民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、対応を要請する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を要請する。(総務局、生活文化局、産業労働局)

- 生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。(総務局、産業労働局、生活文化局、中央卸売市場)

- 指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。(総務局、関係局)
- 上下水道、都営交通、市場流通など、都民生活を支える事業を継続できるよう、各局のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。(中央卸売市場、交通局、水道局、下水道局、各局)
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行うとともに、中小企業制度融資(災害復旧資金融資等)を実施する。(産業労働局)
- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する。(福祉保健局)
- 区市町村、町会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要配慮者への支援について、協力依頼する。(総務局、生活文化局)
- 区市町村による平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区市町村と協力して、都民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。(環境局)
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、都民の権利利益を保護する。(関係局)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合は、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、臨時医療施設とは別の公共施設(都・区市町村の体育館やスポーツセンター等)を使用する。

- 区市町村とともに、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する。あわせて、事業者に対しても火葬炉の稼働を要請する。(建設局、福祉保健局)
- 区市町村に対して、一時的に遺体を安置できる施設等の確保及び適切な運用を要請する。(総務局、福祉保健局)
- ドライアイスを扱う業界に遺体収容所設置時にドライアイスの供給を要請する。(総務局、福祉保健局)
- 冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体を安置するために使用することを事業者と検討する。(総務局、福祉保健局、産業労働局)

(8) 都市機能の維持

指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。

- 指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。(総務局、関係局)
- 上下水道、都営交通、市場流通など、経済活動を支える事業を継続できるよう、各局のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。(中央卸売市場、交通局、水道局、下水道局、各局)
- 都民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。(青少年・治安対策本部、警視庁、東京消防庁)

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

都民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について都民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0 人／定点医療機関）するまでの間、保健所及び関係機関と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。（福祉保健局）

(2) 情報提供・共有

ア 都民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、都民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

- 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、都民生活及び経済活動の速やかな回復を、都のホームページやtwitter等の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局）

- 事業者に対しては、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」を通じて、ファクシミリ等により情報提供し、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。（総務局）
- 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。（政策企画局、総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 高齢者や障害者等に対しては、区市町村等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（総務局、生活文化局、福祉保健局）
- 政府対策本部廃止に伴い、知事による「終息宣言」を行い、都対策本部を廃止するとともに、都の報道発表に関する「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」としての一元管理を終了する。（政策企画局、総務局、生活文化局、各局）

イ 関係機関への情報提供

区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

- 区市町村、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、都内の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。
また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。（総務局、福祉保健局、関係局）
- 九都県市新型インフルエンザ対策部会において連携し、情報共有を図る。（総務局、福祉保健局）

(3) 都民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小するとともに、区市町村に対し、相談窓口の体制の縮小を要請する。

- 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小する。（総務局、福祉保健局、関係局）
- 保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。
また、夜間休日の一般相談も終了する。保健所は、通常業務において都民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。（福祉保健局）

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。
また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。(総務局、福祉保健局、関係局)

(5) 予防接種

区市町村は、第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

(6) 医療

医療機関等に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- 医療機関等に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。(福祉保健局)
 - 第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。(福祉保健局)
- 【都立・公社病院】**
- 患者の減少を受けて、新型インフルエンザ等の外来診療体制の縮小・中止を行う。(病院経営本部)
 - 第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を行う。(病院経営本部)

(7) 都民生活及び経済活動の安定の確保

区市町村、事業者、都民に、平常時の都民生活への回復を呼び掛ける。(関係局)

(8) 都市機能の維持

行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める一方で、ライフライン、公共交通機関、区市町村の行政機能などを速やかに回復し、事業活動の回復を呼び掛ける。(関係局)